

第14回口頭弁論期日のご報告

平成30年6月14日
原発被害救済千葉県弁護士事務局

1 今回の裁判で陳述した主張書面と提出した証拠

(1) 弁護団の主張, 提出した証拠

★第24準備書面～被告東京電力共通準備書面(14)に対する反論と具体的な結果回避措置について～)

○概要

- ① 本件事故前に被告東京電力がやるべきことは、①最高津波高の設定、②多重防護に基づく多段階の設計、③設計にあたっての安全余裕の確保であった。

津波の高さは、既往津波の平均値ではなく、考え得る最高値を考えるべきである。防潮堤を考える場合には、地盤沈下と液状化を考慮すべきであるが、防潮堤だけでは万全ではない。全電源喪失に対する対策を考えるべきである。これが、深層防護の考え方であり、原子力安全の考え方である。

- ② 多重防護が不可欠である理由は、津波には「確率」「頻度」の概念がなじまないからである。
- ③ 津波対策の内容については、既に外国の事故対策に先例がある。インド・マダラス原発事故、フランス・ルブレイエ原子力発電所事故等における対策である。

日本は、外国の事故に学ぶことなく、安全神話を振りまいていた。

- ④ 防潮堤を設置する場合であっても、それが功を奏しないこともある。だから、多重防護の考え方をもって、建屋への侵入防止・部屋への侵入防止・非常用電源の高台設置等津波対策をとるべきであった。

外国では既に様々な対策を立てているのであって、被告国と東京電力が、外国の事故に学ぼうとしなかっただけである。津波対策を先送りしたことは、東京電力元役員刑事事件の証人尋問でも、明らかとなった。

★第25準備書面(原告居住時点の使い積算線量・外部被ばく線量)

○概要

- ① 原告らは、平成30年に実施した現地調査を踏まえ、原告らの居住地における1年間の追加積算線量(外部被ばく)について、試算した。

その結果、上記現地調査を行った7地点のうち、1地点を除いた場所において、年間の外部被ばく実効線量が年間1mSvを超えていた。中には、年間2mSvを大幅に超過する地点もあった。

- ② 避難指示区域内外を問わず、年間1mSvを超える被ばくを国民に強いるのは、明らかな法律違反である。原告らが余分な被ばくを避けるため避難生活を継続することは、客観的にみても、合理的な行動といえる。

★第26準備書面

○概要

- ① 我が国における原子力規制に関する法令の趣旨は、平和の目的や安全の確保であり、周辺住民等の生命・身体の安全を個々人の個別的法益として保護している。これまでの規制権限不行使における最高裁の判断枠組において、行政の裁量は前提とならない。

技術基準省令62号4条1項の「想定される津波」に該当する場合には、被告国は規制権限の行使が義務づけられる。

- ② 被告国は、4省庁報告書や7省庁手引き等2002年までに集積された知見と事象を適切に考慮すれば、2002年長期評価の判断どおり、福島県沖に明治三陸地震規模の津波地震が発生した場合、福島第一原発の主要な施設が設置されている敷地高さO. P+10mを大きく超える津波が到来する現実的な可能性があり、このような津波が到来すれば、1号機～4号機の非常用電源設備等が被水して機能喪失し、全交流電源喪失という事態に至ってしまう現実的可能性を容易に認識できた。

被告国は、長期評価に基づいて具体的に敷地高さを超える津波の危険性についての具体的な情報収集として、被告東京電力に長期評価に基づいた津波シミュレーションを指示すべきであったのに、これを怠っていた。

- ③ 被告国は、規制権限を行使するためには、「通説的見解といえる程度に形成・確立した知見」が必要と主張する。しかし、この見解は、原子炉施設に高度な安全性を求める法の趣旨・目的に沿うものではない。同種裁判における各地裁の判決でも、上記被告国の見解は排斥されている。

2002年長期評価の知見の程度の評価を行うに際しては、その知見に基づいて想定される原子炉施設の重大な事故による被害の甚大性をも考慮し、総合判断の上で「規制権限の行使を義務づける程度に客観的かつ合理的根拠を有する科学的知見」と評価できるか、判断されるべきである。

- ④ 長期評価を策定した地震本部の地震調査研究は、防災対策に活かすことを目的として行われており、かつ、地震防災対策において活用されることを当然に予定されているものである。長期評価は、過去の地震の知見を集約し専門家の議論を経て将来の地震の長期的な予測を取りまとめたものである。

これに対して、被告国は、地震学者等の意見書に基づき、長期評価の信頼性を否定しようとしている。しかし、佐竹氏は長期評価の最終的な結論について異議を述べず賛同し、谷岡氏は地震防災行政において活用されることを本来の目的として作成されるものであることを十分に認識した上で長期評価の領域分けを支持して異議を述べなかった。今村氏と首藤氏は、津波工学の専門家であり、理学としての地震学上の専門的な知見を有していなかった。

被告国が援用する各専門家の意見書をきちんと検討すれば、これら各専門家の意見は、長期評価の信頼性を否定するものではない。

実際、長期評価に基づく「想定される最大規模の津波」の想定は、一般防災やその他の原子力発電所の設置、耐震バックチェックにおいても津波対策として、被告国により採用されていた。

- ⑤ 相対的安全性を前提としつつも、原子炉の抱える危険の特性と安全規制の法令の趣旨・目的を踏まえれば、原子炉施設には一般の施設と異なる高度の安全性が求められる。高度の安全性が求められる以上、求められる知見の程度は、相対的に緩やかに判断されるべきである。

資金や人材の限界を理由に、津波対策を先延ばしにすることは許されない。安全対策の必要性があると判断される以上、原子力事業者の経済的な負担が増大するという理由を、「工学的な判断」の名のもとで正当化して、対策を不要とすることはできない。津波については、安全上の余裕は全く無かった。

そもそも、被告国や東京電力は、既往津波対策で十分であり、想定される最大津波の対策は不要と考えていた。被告らには、「地震対策を優先し、津波対策を劣後させる」という考え方自体、存在しなかった。

- ⑥ 川原修司氏は、長期評価公表当時に保安院の原子力発電安全審査課の耐震班長として、津波に対する安全規制を担当していた責任者である。被告国は、川原氏の陳述書を証拠として提出した。

しかし、川原氏は、ほとんど当時のことを記憶していなかった。川原氏の陳述書で価値があるのは、川原氏の陳述書に添付されていたメール、つまり、長期評価公表直後に被告東京電力の津波担当者が保安院や佐竹氏と行ったやりとりを示すメールに限られる。

保安院は、長期評価の津波地震の想定に対して、福島第一原発の津波防護に関して、具体的な対策を基礎付けるものとして考慮する必要はないと判断した。

上記メールを分析すると、上記保安院の対応が、規制庁として目に余るざんなものであることがわかり、規制庁の任務を放棄したに等しいといえる。

- ⑦ 平成22年12月に設置許可を受けた東通原子力発電所において行われた津波対策は、防潮堤・防波堤等の設置だった。被告国は、本件事故前における福島第一原発の津波対策として、防潮堤・防波堤等の設置を主張し、その根拠として、東通原発における津波対策を挙げている。

しかし、東通原発と福島第一原発において想定される津波の遡上は、態様が異なる。そのため、福島第一原発における津波対策と異なり、東通原発における津波対策として、主要建屋敷地上に、同敷地を全面的に囲む防潮堤を設置する必要性がそもそも存在しなかった。

★提出した主な証拠

原告の方々の陳述書、平成29年10月10日福島地裁判決、平成30年3月15日京都地裁判決、平成30年3月16日東京地裁判決、東京電力福島第一原発1号機の手動停止に関する資源エネルギー庁作成文書、IAEA福島第一発電所事故技術文書2/5、ロジックツリー重みづけ案調査票(土木学会・原子力土木委員会・津波評価部会作成)、土木学会原子力土木委員会津波評価部会議事録、島崎邦彦氏作成文献

★その他提出した書面

主張整理項目案に関する補充意見書

(2) 被告東京電力の主張、提出した証拠

★被告東京電力共通準備書面(15)(避難の合理性に関する反論の補充)

○概要

- ① 原告らは、3月29日の裁判において、原告ら訴訟代理人作成として、元居

住地の空間放射線量及び土壌汚染に関する調査報告書を、証拠として提出した。

放射線による健康影響の有無は、地上1mの高さの空間放射線量によって、判断される。空間放射線量とは別に、土壌中の放射性物質それ自体を問題としても、住民の生活圏における空間放射線量の実情は何ら左右されず、健康被ばくのおそれがあるという争点に関し、意味がない。

地上1cmの高さの空間放射線量も測定しているが、この数値も、人の健康への影響の程度を図る指標として、意味をなさない。

- ② したがって、上記調査報告書は、原告らの避難の合理性を基礎付ける証拠にはならない。

**★被告東京電力共通準備書面(16)(自主的避難等対象者に支払われた賠償金の
充当関係について)**

○概要

東京電力は、「自主的避難等に係る賠償金ご請求のご案内」という文書を送付し、自主的避難等対象者へ賠償金を支払っている。この文書に基づき、原告らは、賠償金‘元本’として賠償請求を行い、東京電力より支払を受けている。

よって、原告らと東京電力の間には、東京電力が支払う賠償金はその損害の元本に充当されることについての合意がある。

★被告東京電力個別準備書面(1-2)～(6-2)

○概要

- ① 自主的避難等対象区域では、18歳以下の子どもを含めてほとんどの住民が避難をしていない。一部の原告らの親族は避難していないし、多くの原告らと一緒に避難した親族も、本件事故時に原告らが居住していた自宅で生活している。

本件事故時点における原告らの住所地は、避難指示の基準とされる年間20ミリシーベルトを大幅に下回っており、日常生活により健康被害が生じるという具体的かつ客観的な危険性はない。

自主的避難者の原告の場合、避難の合理性が認められるとしても、本件事故から直近した時期に避難したとしても、大人の原告は平成23年4月22日頃まで、本件事故当時妊婦又は子ども・胎児であった原告は平成24年8月末までに限られるべきである。平成23年4月22日ころ以降に避難した場合、自主的避難を選択することもやむを得ないと認められる時期を大きく経過しているため、本件事故との避難との相当因果関係は認められない。

- ② 東京電力が既に支払った賠償金で、原告らの損害は既に補填されている。

★被告東京電力共通準備書面(17)(自主的避難等対象者に係る精神的損害総論)

○概要

- ① 地元紙のみならず、自主的避難先においても購読しうる全国紙においても、本件事故発生直後から平成23年4月22日頃までにかけて、本件事故の状況や福島県内の空間放射線量の状況は、日々報道されていた。避難指示等対象区域外の地域における空間放射線量が、時間の経過に伴い低減していることも、情報提供されていた。避難指示等対象区域外での放射線被ばくと健

康影響に関する科学的知見についても、繰り返し報じられていた。

自主的避難等対象者が本件事故の進捗状況に対する恐怖や不安を感じるとしても、概ね平成23年4月22日頃までには、自らの置かれている状況や客観的な危険の状況について冷静に判断するに足りる情報提供はなされていた。

- ② 本件原発に対する対処の状況や当該区域内の空間放射線量の状況や科学的知見等に基づき、そのような不安を打ち消し、緩和するに足りる情報提供もなされていた。平成23年4月下旬にかけての時間の中で、放射線量の低下や学校や企業の再開なども進み、生活も落ち着きを取り戻しつつある状況が窺われた。

このような諸事情を総合して、平均的・一般的な人を基準として、自主的避難等対象区域内の居住者において慰謝料を基礎付ける程度の相当程度の精神的苦痛が生じていたのか否か、その損害賠償の範囲や損害額について、検討すべきである。

- ③ 自主的避難等対象者のうち大人(妊婦・子ども以外)の精神的損害の賠償期間は、平成23年4月22日頃までである。中間指針追補も、平成23年4月22日に、屋内退避区域の指定が解除され、緊急時避難準備区域及び計画的避難区域の範囲が確定したこと等より、同様の見解である。

自主的避難等対象者のうち妊婦・子どもの精神的損害の賠償期間は、平成24年8月末までである。妊婦・子どもがいる世帯は特に放射線被ばくに対する不安が大きいものと考えられ、中間指針第二次追補も、同様の見解である。

- ④ 中間指針等は、第一線の法学者及び放射線の専門家等の委員で構成された原子力損害賠償紛争審査会により、策定された。中間指針等は、本件事故による紛争解決にあたり、事実上の法規範に近いものとして機能している。

中間指針等に定める賠償指針は、内容自体が著しく不合理でない限り、裁判手続においても法規範に準ずる規範として、最大限尊重されるべきものである。

★被告東京電力共通準備書面(18)(旧緊急時避難準備区域に居住していた原告らの精神的損害について)

○概要

- ① 旧緊急避難準備区域の指定は、平成23年9月30日に解除された。旧緊急避難準備区域は、強制的に避難を余儀なくされた警戒区域や計画的避難区域とは事情が大きく異なり、避難が強制されていない。

平成23年9月30日に旧緊急避難準備区域指定が解除された後、教育機関・行政機関・公共交通機関・商業施設・医療機関は、ほぼ再開していた。

- ② 中間指針等の定める避難慰謝料額は、最低限の賠償基準ではない。避難指示等によって対象者に生ずると考えられる精神的苦痛を、類型的・包括的に考慮の上で、合理的な一定額の賠償指針を示したものである。

中間指針第二次追補は、旧緊急避難準備区域の居住者に対する精神的損害の賠償終期を、平成24年8月末を目安とした。この理由は、平成24年8月頃までにはインフラの回復などが進捗しており、空間放射線量も低減していることなどが踏まえられている。

被告東京電力が提示している慰謝料額は、裁判上も認められている。被告

東京電力が中間指針等を上回る慰謝料額を提示しているが、これを超える慰謝料額は認められない。

★提出した主な証拠

放射線測定に関するガイドライン，自主的避難等に係る賠償金請求のご案内，朝日新聞の記事，環境放射能測定結果暫定値（福島県作成），郡山市・いわき市の各広報誌

(3) 被告国の主張，提出した証拠

★第20準備書面

○概要

東北電力は，平成14年8月6日当時，「長期評価の見解」を，女川原子力発電所の津波評価に取り入れていない。

川原陳述書に添付された電子メールの記載内容は，東北電力が女川原子力発電所の津波評価をした際，明治三陸津波の痕跡高を再現する断層モデルの位置を，「領域3」（「領域」とは，津波評価技術本編参考資料を引用したもの）よりも南にずらしたことを意味するものではない。

★第21準備書面

○概要

平成11年3月に国土庁により作成された「津波浸水予測図」は，気象庁の量的津波予報の運用を前提に，一般的な防災対策を策定することを念頭に置いており，原子力発電所の安全対策として有益な個別具体的な津波の発生予測を目的として，作成されていない。

「津波浸水予測図」は，格子間隔が100mとされ，それ以下の地形を考慮せず，防波堤等による遮断効果が十分に考慮されていない等，相当程度抽象化された調査方法が用いられており，個々の地点における浸水範囲や浸水深を具体的に特定したものではない。

したがって，「津波浸水予測図」は，被告国が規制権限を行使すべき作為義務が生じる前提としての予見可能性が認められるほどの確立した知見ではない。

★提出した主な証拠

女川原子力発電所の津波評価について（回答）（東北電力作成），長谷川昭氏（東北大学名誉教授理学博士）・高橋智幸氏（関西大学社会安全学部教授）の各意見書，津波浸水予測図（国土庁・財団法人日本気象協会作成）

★その他提出した書面

主張整理項目案

2 弁護団員による弁論更新に伴うこれまでの主張の説明

3 今後の裁判の日程

第15回口頭弁論期日 平成30年8月30日(木)午後1時半(結審日)

※ 千葉地方裁判所201号法廷で行われる予定です。

※ 傍聴席は抽選となる予定ですので、傍聴ご希望の方は、千葉地方裁判所1階ロビーへ、お早めにお越しください。

以 上